Der Verteidigungswille—Die zweite Forschung in den Subjektiven Unrechtselemente—

Michiru Nishidai

正当防衛については、「防衛の意思」を要するか否かの争いがある。

四

論

(-)

必要説 不要説

序 論

防衛の意思を不要とする説(以後、不要説と略称する)によれば、客

るのに対し、 観的に正当防衛の要件が具わってさえいれば行為者がどういう意図で めに為されたのでなければならないとする。 は、客観面においてのみならず、行為者の主観面においても防衛のた 法益を侵害したのかは問うところでなく、正当防衛が成立すると考え 防衛の意思を必要とする説(以後、 必要説と略称する)

> あり、 う結論になる。 自己の生命を守る防衛になっているから、正当防衛が成立し無罪とい 成立を認めるが、不要説だと、Aの行為は客観的にあるいは結果的に ある。必要説は、Aには防衛の意思がなかったということで殺人罪の って射殺されていたであろうこというような場合である。Aは自己の 衛の場合である。即ち「猟師Aが山中で仇敵Bを発見してこれを射殺 生命を守ろうとしてBを撃ったのではなく、あくまでBを殺す意思で したが、そのさいBもAを殺そうとして猟銃を照準していたところで 両説の結論の差異が最も顕著に現われると言われるのが次の偶然防 もしAがBを射殺しなかったならば、 一瞬後には、AはBによ

するものにして縦令急迫不正の侵害ある場合なるにもせよ之に対する 月七日は「刑法第三十六条は加害行為に付防衛意思の存在を必要と 行為が防衛を為す意思に出でたるものに非ざる限り之を以て正当防衛 判例はどちらの立場を採っているであろうか。大判昭和一一年一二

満

西

台

解されている『」。を明言した。そしてその後も「一貫して防衛意思必要説に立つものと又は其の程度超越を以て目すべきものに非ず『」と、必要説に立つこと

侵害者に対し積極的に攻撃を加える行為は、防衛の意思を欠く結果、 為にあたると判断するのが相当である。すなわち、防衛に名を借りて 対する攻撃的な意思に出たものであっても、正当防衛のためにした行 趣旨である。。即ち「急迫不正の侵害に対し自己又は他人の権利を防衛 被告人の反撃は防衛の意思をもってなされたものと認めるのが相当で じ積極的な加害行為に出たなどの特別な事情が認められないかぎり、 くものと解すべきではない。……憎悪の念をもち攻撃を受けたのに乗 または逆上して反撃を加えたからといって、ただちに防衛の意思を欠 思をもってなされることが必要であるが、相手の加害行為に対し憤激 最判昭和四六年一一月一六日は「刊法三六条の防衛行為は、 を超えた過剰防衛でもないとしたが、防衛意思と憤激の関係について の意思とが併存している場合の行為は、 正当防衛のための行為と認めることはできないが、防衛の意思と攻撃 するためにした行為と認められる限り、その行為は、同時に侵害者に ある╚と判示している。最判昭和五○年一一月二八日もこれとほぼ同 暴行により日頃の忿懣を爆発させ憤激の余り咄嗟に右被害者を殺害せ 正の侵害に対する自己の権利防衛のためにしたものでなく、 いので、これを正当防衛のための行為と評価することができるからで んことを決意してなしたものであらるから、正当防衛でも防衛の程度 最決昭和三三年二月二四日は「被告人の本件所為は被害者の急迫不 防衛の意思を欠くものではな 防衛の意 むしろ右

説も依然として有力である。不要説の根底には、「違法は客観的に、説が不要説に比して優位を占めているといえよう⑮」。とは言え、不要このように判例は必要説に固まっているが、学説においても「必要

るにしてもその範囲を極力制限しようとされる『」ことになる。主観的違法要素の観念はみとめられないか、あるいは、これをみとめ要素はことごとく責任論に属させよう」との立場があり、「そこでは為の外部的、客観的要素はすべて違法論に、行為者の内心的、主観的責任は主観的に」という標語通りに「犯罪の成立要件を区分して、行

ことはやむを得ないことである凹と言われる。 秩序のためのものである限り、かような客観的、 科学的な動機から制作され、又は著作された作品であろうとも、 限界に止まる限りは合法である。これに反して、至純な、 肉体の或る部分に指を触れたとしても、それが診察の目的上許される 例えば若い医師が女性を診察する際、性欲的な衝動を感じつつ、 法の軌範又は目的に反するものであれば、違法と判断されるであろう。 動機をもって行動している場合でも、その行為は違法ではない。反対 軌範又は目的に適合している限りは(客観的目的論)、内部に不倫の れは法の特殊機能から来る要請である。行為が客観的、 の維持を当面の目的とするという点にその根拠をもつ。すなはち、 の立場である。これは、 の客観的、 公表は許されない場合がある。法秩序というものが人倫的、 に、たとえ主観的に正しい動機に出ている場合でも、それが客観的に そういう立場を採るべき理由として、小野博士は「違法性は、 外部的な形態によって決定される。これが客観的違法性論 法というものが人倫的、 社会的な外部的秩序 外部的な評価をする 外部的に法の 芸術的又は その

素が含まれるかどうかとは別段の関連を有するものではな空いとされ、ない立場であり、したがって、違法判断の対象となる事実に主観的要が違法であるとして、行為者の主観的能力のいかんをとくに問題とし塚教授は「客観的違法論とは、行為が法規範に客観的に違反すること・外部的要素に限定するものではないとの反論がなされる。例えば大・外部的要素に限定するものではないとの反論がなされる。例えば大くれに対しては、客観的違法論は必ずしも違法評価の対象を客観的

を意味望しない、と述べておられる。 違法判断の客観性を意味するものであって、違法判断の対象の客観性福田教授も「客観的違法性論が、違法は客観的というばあい、それは、

けた批判は客観的違法論にも妥当することになろう。 しかし、このような理解は根本的な矛盾を孕むと言わねばならない。 しかし、このような理解は根本的な矛盾を孕むと言わねばならない。 しかし、このような理解は根本的な矛盾を孕むと言わねばならない。 しかし、このような理解は根本的な矛盾を孕むと言わねばならない。 しかし、このような理解は根本的な矛盾を孕むと言わねばならない。 しかし、このような理解は根本的な矛盾を孕むと言わねばならない。

法規範は、 ない行態を一般的に禁止し、このましい行態を一般的に命令するもの べると、法規範は、まず客観的に法秩序の見地からみて、このましく とし、ついで行為者を対象とするものと解すべきである。くわしく述 である。むしろ、判断の対象の差異を表現するために用いることの方 である。 しての抽象的・一般的な人間が前提とされているのであり、ついで、 対象とされ、具体的行為者は捨象されており、ただ行態をなす主体と であるが、このばあいには行態(主観・客観の全体構造としての)が て統一的に、判断の基準の属性を表わすものとして用いてはいないの しかも、 そして、 例えば福田教授は、「法規範は人に対して一定の行態を対象・ 客観的違法論者は「客観的」「主観的」という言葉を決し 具体的行為者に対して個別的に一定の行態を要求するもの その前者の場面において、 行為者人格との結びつき

るのであって、ここに、違法性と責任とを区分する理論的根拠がある宣者の場面において、行為者人格に対する非難としての責任が問題となが一応捨象された行態に対する法的無価値判断としての違法性が、後

とされる。

断の主観性として特徴づけられている。 ・ 違法性「においては、真任判断の対象の具体性がそのまま責任判 を時は、禁止・命令即ち判断基準の一般性が違法性の客観性として捉 を時は、禁止・命令即ち判断基準の一般性が違法性の客観性として捉 を時は、禁止・命令即ち判断基準の一般性が違法性の客観性として捉 をして、客観的」と言われ をして、を観的」と言われ

ずである。そこで、その基準とは何かが次に究明されねばならない。るわけではないであろうから、そこには必らず何らかの基準があるはに従ってその二つのカテゴリーに配分している。恣意的に配分していとし、犯罪の成立に法律上必要とされるさまざまな要素を一定の基準しかし、現実に通説は違法性と責任をそれぞれ別個の犯罪成立要件

とはどういう意味かという問題に帰着する。 かという問題は、結局、客観的違法論者の言う「客観的」「主観的」 前述の通りである。そこで、違法要素と責任要素を区別する基準は何 客観的という自己矛盾に陥るから、そのような意味では使えないこと 的という意味に解すると、主観的違法要素などが主観的でありながら 要素は責任要素だということになる。客観的、主観的を外部的、 違法性を客観的に把握すると称する「客観的違法論」からすれば、 客観的な要素は違法要素であり、 客観的でないもの即ち主観的な 内部

に入ることにしたい。 る。このことを念頭に留めた上で、本題である防衛意思の要否の検討 少なくとも言葉の上では、違法性と責任を明確に区別できたわけであ という言葉にこのような特殊な意味をもたせて初めて客観的違法論は 具体的行為者に特有な要素は責任要素である。「客観的」「主観的」 的一般人を構成する要素は違法判断の対象となるので違法要素であり 間」を対象とするのが違法判断で、「具体的行為者」ないし「行為者 だということである。「行態をなす主体としての抽象的・一般的な人 しているのではないということ、実際には判断の対象を考えているの を責任から切離すメルクマールとして決して「判断の客観性』に依拠 るといった区別しかのこらないぽ」。つまり、客観的違法論者は違法性 人格」を対象とするのが責任判断だと理解できる♡。換言すると、抽象 人を標準とした判断が違法で、当該個人を標準とした判断が責任であ 再び中山教授の言葉を借りれば、客観的違法論では「せいぜい一般

Ħ

(1)生田勝義「正当防衛における防衛意思」、西原・藤木・森下編、 (総論の重要問題Ⅱ)〔以後、生田と略す〕四○頁

- 新判例体系、刑事法編刑法2、二一二ノ二一頁(原文片仮名) 曽根威彦「防衛の意思」、刑法判例百選Ⅰ総論、八六頁。
- 最高裁判所刑事判例集一二巻二号、二九八—九頁。

(4) (3) (2)

同右二五巻八号、 一〇〇五頁

(6)(5)

- こちらは攻撃的意思と防衛行為との関連について説いたものと見る。前掲 曽根は註4判決が情緒的要素と防衛行為との関係を問題としたのに対し、
- 最高裁判所刑事判例集二九卷一〇号、九八七頁

八七頁。

- 大塚仁、刑法論集①〔以後、大塚と略す〕、一六一頁
- (9)大塚、一六二頁。
- の法の根本任務である」。 小野清一郎、犯罪構成要件の理論、三九─四○頁。「外部的秩序は、すべて

Mezger-Blei, Strafrecht I, 13 Aufl. (1968), S. 97 大塚、一六三頁。

福田平、新版刑法総論〔以後、福田と略す〕、

大塚、 中山研一、刑法総論の基本問題〔以後、中山、 刑法概説(総論)〔以後、大塚、概説と略す〕、二三三頁。 基本と略す〕、五八頁。 一〇五頁

一〇三頁。

福田、 一〇四―五頁(傍点筆者)。

(20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) 福田、 福田、 一〇五頁。 七〇頁。

概説、二八〇--一頁。

中山、基本、五七頁。

説、二三九頁。 参照、註161引用部分。法規範は先ず一般者即ち「社会的存在としての人に向 註123月部分。「違法性は、……客観的に判断されるべきもの」大塚、概

場面が違法の領域をかたちづくり、後者の場面が責任の領域を形成する」。日 沖憲郎、刑法講座第二巻、一○四頁。なお参照同一○○頁、小暮得雄、 けられるのであって、ついで個別的存在としてのそれに向けられる。前者の

(二)

でのLoo。 がのLoo。 がのLoo。 がのLoo。 がの上のであるが、それはもちろん、不都合であること[©]」を挙 に防衛行為にあたりうる結果を現出した場合をも正当防衛としなけれ は、行為者が犯罪的意図のみをもって行為したのに、たまたま客観的 は、行為者が犯罪的意図のみをもって行為したのに、たまたま客観的 との総合体であるから、防衛行為についても、その主観面を無視 必要説の主たる論拠として、例えば大塚教授は「行為は本来主観と

べきだとする……見解は、 矛盾する。従って、 ったかを考察の対象にしたのであって、 とを前提に考えるならば、 衛行為者の主観的な認識状況にすぎない。もし、 答えることができる窄。仇敵が自分を狙っていなかったと言うのは、防 ていることまでも考慮に入れるのか、との反論が予想される。 らない問題である。なぜ事後に判明した事情、 く一般人である。 る。判明している行為状況の中に置かれるのは、 般人ならどういう行動に出たであろうか、がまさに問われなければな に出くわしたならば、 で仇敵が自分に猟銃の照準を合わせ今にも発砲しようとしている場面 た当の主体に防衛の意思があったか否かは問われてはならないのであ は具体的行為者は捨象されなくてはならない。つまり、 ある。違法判断においては一般人が標準とされるのであった。 しかし、第一の点については、前章で述べた前提からして不可解で 狙っていたということが実際に存在していた事実だからと 本稿の冒頭に掲げた偶然防衛の例で言うと、 教授が「客観的違法論からは不要説が採用される 自らも手に装填した猟銃をもっているとして一 それは既に具体的行為者の認識がどうであ 妥当でない。」と言われるにも拘らず、 客観的違法論の立場の基礎と 即ち仇敵が自分を狙っ 狙っていなかったこ 具体的行為者ではな 防衛行為をし これに 山の中 そこで 行為

> い得るわけである。 者の主観面を無視する不要説の方が、より客観的違法論に忠実だと言

理論に忠実であろうとする態度がそこには窺える。 のレア・ケース四のために論理を曲げるわけにはいかないとの、より とっては、 情に反することは誰しも認めるところである心。しかし、不要論者に われてしかるべきなのだが、という含蓄がある。 いためだと理解されているからである。そこには、 罪放免されるのは彼の当然の権利なのではなくて、 罪放免されるのは彼の当然の権利なのではなくて、彼が恐しく運が良感情の影響が感じ取れるのである。なぜなら、教授は偶然防衛者が無 者なのだと考えてはいけないだろうか』と言われる時にも、上述の法 教授が、無罪放免される偶然防衛行為者を「百年に一人も出ない幸運 的である①のか、という疑問が氷解する。そして不要説を採られる所 のか、有力に不要説が唱えられているにも拘らずなぜ「必要説が一般 て初めて、必要論者がなぜ論理的矛盾を犯してまで不要説を排斥した って意識されているのではないかと思われるからであるほそう理解し という点は、 たとの理由で処罰しないというのでは……我々の法感情にも反する。 関係に犯罪を行った者を偶然に正当防衛の結果が客観的に発生してい できない。 ところで、 法感情はあくまで感情である。「百年に一度あるかないか 「何ら急迫不正の侵害の事実を認識することなくそれと無 必要論者のみならず不要論者においても案外説得力をも 教授の指摘される第二点は、 そう簡単に無視することが 「たしかに、倫理感 本来ならば罪に問

ことである。 できない理論は、根本からの再検討を余儀なくされるだろう、というれはつまり、倫理感情に反するような結論を導き出すが故に終始一貫れたところに、不要説の根拠とされる『客観的違法論の不運がある。そしかし、逆に言えば、極めて稀な事例によって理論の不備を発見さしかし、逆に言えば、極めて稀な事例によって理論の不備を発見さ

そこで、次に、基本的には不要説の立場を採りながら、法感情との

と同一の結論に達している。」からである。 ることによって、結局、違法性の存否という点では、 のは、それが「防衛の意思がない場合に未遂犯(違法)の成立を認め にしたい。必要説を論ずる本章でこうした折衷的不要説を取り上げる 一致という必要説からの要請にも答えようとする見解を見ておくこと 防衛意思必要説

遂の成立を認めうるだけだらと述べておられる。 関係が正当防衛として違法性が阻却されるに過ぎない『」とされる。平 思がなくてした行為であっても、結果において正当防衛という事実に 結果を発生させようと思ったとしても、せいぜい(状況によって)未 の場合「『違法な結果』は発生しないのであるから、行為者が違法な 識していたかどうかとは別個の問題である」とされた上で、偶然防衛 野教授も「違法かどうかは客観的にきまるもので、行為者がそれを認 あるときは、その点において行為は違法性を有し、ただ結果に対する すべきである。 結果に対する関係における違法性とに分けて考えるならば、 該当する場合がありうるのであるから、防衛の意思は必要でないと解 例えば、江家教授は「行為の違法性を、行為自体に対する違法性と 但し、行為者に防衛の意思がなく、 犯罪実行の意思が 防衛の意

は

防衛の成立をみとめ、未遂の処罰を肯定するのは疑問である。なぜな を決定するものであって、 たは結果無価値)のみの有無によって、刑法三六条の正当防衛の成否 ら、不要説からすれば、本来的に結果に対する関係における違法性(ま 意思がなくても客観的に防衛の結果が生じていれば結果について正当 して判断されねばならない心。従って「不要説に立ちながら、 を論ずるには、 とに分けて考えることは、もちろん可能である。だが、行為の違法性 為の違法性を、行為自体の違法性と結果に対する関係における違法性 しかし、これに対しては次のような批判がなされている。即ち「行 結局、行為自体の違法性とその結果の違法性とを総合 結果的に正当防衛の事態が生じていれば

> 違法性が阻却され、不処罰とされるべきだからである¹⁵ 同条によって、 行為と結果とを含む行為の全体が正当防衛行為として

標準にした場合、未遂犯の成立が認められ得るとの反論が考えられる旨。 断だけで決められるべきでなく、事前の判断も加味ししかも一般人を なると、 ずる余地はなく、未遂あるいは結果無価値はあり得ない。もちろん、 行為が存在しないのであるから実行の着手とか行為の危険性とかを論 重要と思われる行為を一切しないであろうからである。そうすると 分が今にも射殺されようとしていることを知らない一般人は、 ここで一般人を標準として持出すことは無意味である。なぜなら、自 する具体的行為者の主観が問題にされたと考えざるを得ない。 害者が銃で狙っていたという事実が消去されるのは、責任の領域に属 後を問わず一定のはずである。にも拘らず、事前の評価になると、被 ようとする限り、存在した事実(評価の対象となる事実)は事前・事 で、事後に生じた事実ではないからである。それは事前に存在してい 即ち防衛行為後になって初めてその存在が明らかになっただけのこと 者が防衛者を射殺しようとして狙っていたという客観的事実は、事後 ようとすることに他ならない。というのは、 くのでなければならないことは既に述べた通りである。 くならば、 らなかったような場合がそれにあたる『」。しかし、客観的違法論を貫 た事実である。従って、行為環境も含めて防衛行為を客観的に評価し 「違法な侵害に対する反撃行為であることが、行為時に一般にはわか 一般人でも可能性としては、偶然防衛をした具体的行為者と同じよう ここで、不要説の立場から、行為の違法・適法は純客観的な事後判 要するに、違法性の段階で具体的行為者の認識状況を考慮に入れ 急迫不正の侵害のあることを認識せず且つ殺意があったとい (故意)を抱いて発砲することは考えられる。しかし、そう 事後に判明したすべての客観的事情を認識した一般人を置 偶然防衛で殺された被害 事前の判断 刑法上 しかも

う点で一般人と具体的行為者とが完全に一致してしまうのである。 前の判断で一般人を措定するのは無意味だとしたのはそういう趣旨で

この点を不要説の主張を見る中で検討することにしたい。
 法要素性を否定する矛盾を、不要論者は衝くのである。そこで、次に、 衛の意思を要求しながら、なおかつ客観的違法論の立場から故意の違 違法・適法を判断するとする客観的違法論に抵触する。正当防衛に防 態、行為者人格に関わる要素であるから、一般人を標準として行為の るということである。言うまでもなく故意は具体的な行為者の心理状 なくてはならない。これは、換言すると、故意を違法要素として認め 採って問題の処理の妥当性を求めるならば、客観的違法論は放棄され これには「一般感情からも抵抗がある語」。そこで、第二に、必要説を かし、不要説では偶然防衛による殺人者を無罪とせざるを得なくなり に、客観的違法論を採る限り、不要説が正しいということである。 以上述べてきたところから出て来る結論は、次のようである。第

撃を防いだ時は、正当防衛でない」。 大塚、一六六頁。「行為者に侵害の意思があり、その気なしに他人の攻

Hans Welzel, Das Deutsche Strafrecht, 2 Aufl. S. 48

- りるであろう。それは構成要件該当性の判断が、構成要件に指導された「定 の行為がなされたのかが、個別・具体的に問題とされねばならない。参照 は「非定型的、かつ具体的な価値判断を内容とする」。どういう状況でそ 型的・形式的判断」だからである。しかし、違法性の判断は異なる。それ **人塚、概説、一○五頁。** 構成要件該当性の段階では、猟師AがBを射殺したという事実だけで足
- 大塚、一六三頁。
- (3)野村稔「防衛の意思と攻撃の意思とが併存している場合と刑法三六条の

防衛行為」判例タイムズ三三四号〔以後、野村と略す〕、九六頁。

参照、生田、四四頁。

事

- 雑誌六巻二号、四九頁も謙抑主義の観点から所説を支持する。 須之内克彦「正当防衛における『防衛意思』に関する一試稿」愛媛法学会 所一彦「正当防衛における防衛の意志」ジュリスト三○○号、二八五頁。
- 生田、四四頁。
- (8)香川達夫「防衛意思」研修二九四号、三頁。
- 帰結」である。中山、口述刑法総論〔以後、中山、口述と略す〕、一六八 「客観的違法の立場からは防衛の意思を不要とするのが一貫した原則的
- (判例と学説七)〔以後、曽根と略す〕、九一頁。 曽根威彦「正当防衛における防衛意思」、藤木英雄編、刑法I

(11)

- 平野龍一、刑法総論Ⅱ〔以後、平野、 江家義男、刑法〔総論〕、一〇二頁。 Ⅱと略す〕、二四三頁 参照、同
- 大塚、一六四頁。
- (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) 野村、 中山 参照、中山、口述、一六八— 口述、一六九頁。 九七頁。 九頁。中義勝、 講述犯罪総論、一三六頁。
- 基本、六三頁。

(三)

素に対応した客観的要素すなわち偽造通貨の行使という行為は必要で なわち故意が必要である。しかし、『行使の目的』という主観的な要 という客観的な要素に対応して、その認識・認容という主観的要素す 観的要素は、偽造という客観的要素を超過しているという。通貨偽造 の目的』で通貨を偽造したときに成立する。『行使の目的』という主 要素は、 平野教授によれば、 客観的要素を超過している。例えば、 「いわゆる主観的違法要素の場合には、 通貨偽造罪は、 主観的

に故意もまた違法要素だとしなければならない『」。阻却のために正当防衛の意思が必要だとする見解をとるならば、一般正当防衛の『故意』が必要だとされるのである。だから、もし、違法の認識・認容という主観的要素が必要だとされるのである。いわば、の認識・認容という主観的要素が必要だとされるのである。いわば、ない。ところが、正当防衛の場合には、主観的要素は客観的要素を超

では同じである(2)。

では同じである(2)。

では同じである(2)。

これに対しては、必要説の立場から次のような反論がなされている。のでは同じである(2)。

これに対しては、必要説の立場から次のような反論がなされているという違いはあるにしても、構成要件的故意の外延をはみ出しているという違いはあるにしても、構成要件的故意の外延をはみ出して、行為の法益侵害性に新しい何物かを附加しているのに対し、本質的な差異はないと言ってよい。後者が、客観的構成要件該当事実の認識を内容とするのであって、そこには、客観的な構成要件該当事実の認識を内容とするのであって、そこには、客観的な構成要件的外には、必要的な差異はないと言ってよい。後者が、客観的構成要件の外には、おいう違いはあるにしても、構成要件的故意の外延をはみ出している点がなるほど、防衛意思が客観的な防衛行為に対応しているとみることによって行為の違法性が否定されるととによって行為の違法性が否定されるととによって行為の違法性が否定されるという違いである。

・目的と解する場合にも妥当するであろう。なぜなら、「急迫不正の侵害事態の認識(3)と解する場合はもちろん、「防衛の動機(4)あるいは意図急迫不正の侵害あることの構造を等しくする。真正の正当防衛では、防衛の意思に対応するを観的事実、即ち急迫不正の侵害が行為の時に存在するからである。とその構造を等しくする。真正の正当防衛では、防衛の意思に対応するを観的事実、即ち急迫不正の侵害が行為の時に存在するからである。とその構造を等しくする。真正の正当防衛では、防衛の意思は故意とその構造を等しくする。真正の正当防衛では、防衛の意思に対応するとその構造を等しくする。真正の正当防衛では、防衛の意思に対応する。とその構造を等しくする。真正の正当防衛では、防衛の意思に対応する。とその構造を等しくする。真正の正当防衛では、防衛の意思と超過急における場合にも妥当するであろう。なぜなら、「急迫不正の侵害事態の認識(3)と解する場合はもちろん、「防衛の動機(4)あるいは意図を超過急に対応を表している。

ある。

とになる。正当防衛の構成要件とは、 はあるけれども、それ自身の構成要件・違法性・責任をもっているこ それで結局、正当防衛は犯罪不成立に向かうという点で正に逆方向で おける故意と同様に、客観的要素を超過していないと言えるであろう。 る。従って、 デタル行為」は、正当防衛の成立換言すると犯罪の不成立に必要であ し保全しようという動機・目的の客観化即ち「已ムコトヲ得ザルニ出 と思っている』という主観的な要素であるが、こういう主観的要素が 任とは正当防衛構成要件の表象・意欲即ち「防衛の意思」(故意)で その行為が「防衛ノ程度ヲ超エ」(三六条二項)ないことであり、責 は他人の権利を防衛するためやむなく為した行為であり、違法性とは 正ノ侵害ニ対シ自己又ハ他人ノ権利ヲ防衛」 実に発生することは要件となっていない®」。これに対して、 あれば犯罪が成立し、これに対応した『使う』という客観的事実が現 て言えば、 成否は問題にならないからである。目的犯たる通貨偽造罪に対比させ れを避けようとする『客観的な行為がなければ、そもそも正当防衛の に対応する『」あるいは「その侵害を排除するために立ちむかう『」「こ 刑法一四八条一項の「『行使の目的』というのは『使おう 防衛の意思を広狭いずれに解そうとも、それは既遂犯に 急迫不正の侵害に対して自己又 (刑法三六条一項)ない

Sillo のによってはじめて、偽造行為に法益侵害の危険性が生まれあることによってはじめて、適法なものだからである。行使の目的が法とも適法ともいえない。もし学校の教材にするためであるならば、例にとるなら「通貨に似たものを作るという客観的な行為自体は、違あるから、それは決定的な意味をもっているのである。通貨偽造罪をあるから、それは決定的な意味をもっているのである。通貨偽造罪を

ところも正しいと言わねばならないい。 要素を承認するのであれば、既遂犯においても故意を主観的違法要素 結である。不徹底ではあるにせよ、その点では目的行為論の指向する と考えても何ら差障りはないであろう。それどころかそれが当然の帰 がここで言う故意は従来の意味でのそれである。未遂犯で主観的違法 その範囲は、 意であって、「従来、責任要素として理解されていた故意の要素のす 『故意』もすべて主観的違法要素だと、論じるに至っている『」が、故意を主観的違法要素と解し、さらに、それを拡張して、既遂犯の ということに他ならない。「目的行為論が、すべての未遂犯について 主観的違法要素を認めるということは、「故意」を違法要素と考える べてを含むものではなく、違法性の意識をのぞいたもの、すなわち、 ことに注意すべきである。後者の意味するところは所謂構成要件的故 ここで違法要素だとされる故意は目的行為論者の言う故意とは異なる 向犯・未遂犯などにも広く認めているロ゚。ところで、未遂犯において 通説はこの主観的違法要素なるものを目的犯に限らず、 いわゆる『事実の認識』に限られる⑴」。これに対して私 表現犯•傾

当事実の発生は必要でないからである。それで例えば平野教授は「殺でないということになろう。なぜなら、未遂犯の成立には構成要件該したものと捉えると、未遂犯における主観的違法要素は厳密には故意換言すると犯罪成立に必要とされる客観的要素が行為者の主観に反映もっとも、故意を構成要件に該当する客観的事実を超過しないもの

観的違法要素である』として、故意が主観的違法要素だとは明言され あたる『人を殺す意思』は、 死の結果が発生したことは必要でない。結果が発生した場合の故意に 人の未遂は、人を殺す意思で、殺人の実行行為をしたとき成立する。 遂は「現行法上は否定すべきであろうらから、処罰される未遂はすべ ありば、「法律ニ特別ノ規定アル場合」即ち過失犯を除けば、 ていない。しかし、この両者が異なるものだと仮定すると、未遂は故 る凹」が、行為者が傷害の結果として死が発生したことを認識すれば 害致死罪が死の結果について故意のある場合を含まないのは当然であ 初めて故意を有するに至るという奇妙な結論に通じる。例えば、 実に発生した構成要件的結果であると考えると、既遂犯においても、 て故意犯だと考えざるを得ない。更に、故意における認識の対象は現 して刑罰を科せられるということはあり得ないのである。 われている「罪ヲ犯ス意」とは故意のことであると解するのが通説で 意なしに処罰されることになり、刑法三八条一項に反する。そこで言 その時点で死について故意が生じ、もはや傷害致死罪ではなく殺人罪 行為者は結果が発生する時点までは故意をもたず、結果が発生して後 未遂の場合は主観的超過要素であり、 過失犯の未 故意なく

いうような場面を想定することができない。
あるから「責任能力の状態での犯意がそのまま表現されたとき②」とて自由な行為」においては、結果発生以前に故意は存在し得ないので上述のように理解するならば不可能となるであろうし、「原因におい態によって両者を区別しておられるが、この区別も故意の認識対象を態認識していない場合である②」というように、結果発生前の心理状を認識していない場合である②」というように、結果発生前の心理状

は「故意は、犯罪事実を認識している場合であり、

過失は、犯罪事実

であるというようなことにもなってしまうであろう。そして平野教授

(犯罪事実)であるにしても、それは既に発生した事実ではなく、行以上のことから、結局、故意の認識の客体は客観的構成要件要素、

般人ならそういう状況で有していたであろう」と思われる故意で、換言 として「犯罪事実の認識があったか否か」を問うてはならないのであ きは問題にならない旨。従って、構成要件要素としての行為の主体は されているにすぎず、ここでは具体的な個々の行為者人格との結びつ えられるが、有責行為類型については定型的な行為者人格一般が予想 度の定型が一般人あるいは平均人・通常人と言われているものである。 のとして類型ないし定型なのであり、非難を帰すことが可能な人格態 まるミ゚」。つまり、構成要件は個々の特殊を離れ、それを抽象化したも 度において、平均人ないし通常人としての人格態度を要求するにとど 規範は「聖人君子としての人格態度を期待するものではなく、最大限 れるのは、故意が一般人のそれであることを明白に物語っている。法 ら考えられているが、それはまた有責行為の類型でもある倒と主張さ 定させる故意である。 従って、構成要件該当性・違法性の段階においては行為者人格を問題 が具体的行為者ではなくして一般人・平均人であることを意味する。 繰り返して言えば、客観的違法論のいう「客観的」とは、判断の対象 である。 遂犯の場合であっても、故意は成立可能であり、 と考えねばならないぽそうすると、 為者の主観において「発生するであろう」と思われた事実を意味する 「具体的な有責性は具体的な行為者人格との結びつきにおいてのみ考 構成要件要素としての故意を認めるにしても、それはあくまで「一 構成要件該当性が認められる時に行為者人格の有責を一応推 客観的違法論を採る限り構成要件的故意が違法要素だとはな 「防衛意思」が違法要素たり得ないのと同じである。 「構成要件は普通に違法類型としての面だけか 現実の結果発生を必要としない未 この故意が違法要素

|構成要件の推定機能は違法性についてと同様に有責性についてもみとめるして、構成要件を違法類型のみならず有責類型でもあると見た場合、

一般人であるということになる♡。

らを一般人について考えて構成要件要素としなければ、構成要件=有 責類型とする見解自体が維持できないのである。。 些かも行為定型の枠をはみ出さないぽ。一般人の責任能力とは、通常のされるからそうなるのであって、一般人の責任能力を考えた場合には とされる。しかし、その場合は責任能力を具体的な行為者のそれと解 まり行為者に非難を帰することができるとするためには、所謂構成要 られなければならない四。それ故、 いの具体性にもとずいて認識されるべき観念であ望るにしても、それ 意識・期待可能性は「窮極的には、やはり、行為者の人格的態度じた て上述したことがそのまま当てはまるであろう。責任能力・違法性の い即と明言されているのであるが、これらについても責任能力につい 士は、違法性の意識や期待可能性の存在も「構成要件要素には属しな 人ならもっているであろうと考えられる是非弁別能力のことである。 博 って、構成要件の有責性推定の機能が責任能力の存在にまで及ばない᠙ 例えば団藤博士は、責任能力は「行為定型の範囲外に属するものであ その可能性)、期待可能性が必要だとするのが通説である。而るに、 件的故意・過失だけでは足りず、他に責任能力、違法性の意識(又は その行為は違法であり且つ有責であるとの推定をうける。有責つ ある行為が構成要件に該当した時

異にするのであるから、「犯罪事実の表象・認容……は、構成要件要察された行為者の故意である。両者は同じ故意と言っても行為主体をもない。前者は定型的な故意、換言すると一般人なら有していたであるの要素かは問わず―を伴った故意である。しかし、そういう違法要素の要素かは問わず―を伴った故意である。しかし、そういう違法要素の要素かは問わず―を伴った故意である。しかし、そういう違法要素の要素かは問わず―を伴った故意である。しかし、そういう違法要素の要素がは問わず―を伴った故意である。しかし、そういう違法要素の要素がは問わば、責任要素としての表が、

である。任要素でもあるとするのは、疑問であるふとの平野教授の批判は正当はできないはずである。その点で「同じ要素が違法要素でもあり、責素でもあるが、同時に責任要素でもある」ると簡単に言ってしまうこと

客観的違法要素であって、主観的違法要素ではない⑤」と述べておられすれば避けられたであろうかどうかという客観的な問題であるから、 行為者が相当の注意をしたかどうかではなく、正常人が相当の注意を あって、はじめて違法性がみとめられるのである。もっとも、それは 益侵害をひきおこしたとしても「客観的な注意の規準に反する行為で 件的過失についてではあるが、団藤博士が、危険な行為の結果として法 要素と呼ぶことはできない。正確には客観的違法要素である。 故意とは異なる―は、一般人のそれであったから、もはや主観的違法 第一章で述べたように、客観的違法論者の用語法によると、 同時に主観的違法要素でもあるのかが問題にされなければならない。 に取り込まれた故意が構成要件要素であることはもちろんであるが るのは至言である。 前述の構成要件要素としての故意―所謂構成要件的故意ないし事実的 は一般人を判断の対象にすることを意味するのであった。そうすると そこで次に、 このようにして犯罪行為の法的定型としての構成要件 客観的と 構成要

した(ぶ)ものであるから、構成要件は正確には、客観的違法行為類型で含めて―を行為として客観的にみたばあいに、それが法秩序によって過失は客観的違法要素である。そして「違法性とは、行為―結果をものであるかぎりは「客観的」であるから構成要件要素としての故意・のであるかがはこれを欠いたことについての不注意があったかどうかとい以上のことを要約すれば、客観的違法論では、犯罪事実の認識・認以上のことを要約すれば、客観的違法論では、犯罪事実の認識・認以上のことを要約すれば、客観的違法論では、犯罪事実の認識・認

あると言えるだろう。

指す。中山教授が「主観的要素は可罰的違法類型の中に客観化されて目的をもって行なっていると見るのが相当であると考えられる場合を 編入されるべきもの⑭」と主張されるのは全く正当である。 の「行使ノ目的ヲ以テ」は、通貨を偽造するのが一般人であって行使 為についてであることに注意を要する。例えば通貨偽造罪(一四八条: 要件が違法類型であると言っても、それはあくまで客観的に違法な行 を同列に置くことは、理論的に不当ョ」だからである。従って、 と類型的(そうして、 要素は、 い」と批判できる。 こう解することによって我々は初めて、団藤博士と共に、 客観的たるべき定型に主観的要素は入り込む余地がないからである。 く主観的構成要件要素にほかならない⑶」と言えば矛盾になる。本来 いるのは、 「違法性と構成要件とを端的に結びつけようとしたのは……正当でな 「殺人罪と過失致死罪とに、 そうすると、行為者自身の内面・心理を問題にする「主観的」 客観的類型たる構成要件の要素にはなり得ないことになる。 故意・過失という主観的要素なのである。それは、まさし なぜなら「具体的・非類型的な観念である違法性 そのかぎりで抽象的)な観念である構成要件と 別個の構成要件としての定型をあたえて メッカーが

ある。そして、構成要件は「違法行為の類型」であると言われるが、客観的違法論は、構成要件論としてのみその存在意義を保ち得るのでかどうかは客観的定きまる」との主張は、その違法が客観的違法即ち対しいと結論せざるを得ない。「違法関的」である。客観的違法論者の用語法に従う限り、違法性の本質に関する争いでは主観的違法論者の用語法に従う限り、違法性の本質に関がのである。客観的違法論者の用語法に従う限り、違法性の本質に関がの違法性は行為者を主体とするが故に非類型的であり、その意味で「主違法性は行為者を主体とするが故に非類型的であるから類型的であるが構成要件は一般人を行為主体とするものであるから類型的であるが

こでも同じことが言えるわけである。 とでも同じことが言えるわけである。それ故、客観的なそれが意味されると解す他ない。しかし、そうすると、「構成要件=違法類型」というの題は別段、構成要件という言葉で表わされてきた一つの観念ということになる。構成要件とという言葉で表わされてきた一つの観念というのと解す他ない。しかし、そうすると、「構成要件=違法類型」という命題は別段、構成要件と追法性との関係を述べたものではないというの選法は主観的なそれではあり得ない。構成要件は行為者の行こでも同じことが言えるわけである。

罪を成り立たせる個々の要件を示すだけで、それらが集まって一つのが成立することを意味する。佐伯博士が「構成要件という言葉は、犯 としては、必らずしも適当でない望との理由で「犯罪類型」という呼 ると、構成要件該当性は一般人についてではあるが、それだけで犯罪はない。構成要件が客観的に違法・有責な行為を規定したものだとす や犯罪成立の『一要素』という意味は失っている。……このようなも は、もちろん自由である。 積極的な要件のすべてを含むことになる。これを構成要件と呼ぶこと 事実』と同じ内容をもつ。いいかえると各則の条文を適用するための 故意・過失を含む構成要件は、刑事訴訟法三三五条の『罪となるべき 称を勧めておられるのも頷けることである。しかし、そうであるが故 統一体たる可罰行為の類型を構成しているのだということを示す用語 主観的責任を意味しているのであればそれは誤っている。それだけで 言葉が客観的責任に言及しているのであれば上記命題は無内容であり るのに対し、犯罪成立要件たる責任は主観的である。有責類型という ついては何も述べていないということである。構成要件は客観的であ いても同様である。繰り返せば、その見解は構成要件と責任の関係に 次のような平野教授の批判を招くことになる。即ち「このような 「構成要件は違法類型に止まらず有責類型でもある」との命題につ しかし、このような『構成要件』は、 、もは

> る余地もない。 を余地もない。 を会したのであるから、もはや違法阻却事由・責任阻却事由を問題にすてはまるならば(構成要件該当性)、既にその段階で違法・有責は確よい。。違法・有責類型たる構成要件に、行為者の行為がそっくりあされてきた。ここに至ると、構成要件の理論は崩壊したとさえいってのは、ベーリング以来『犯罪類型』と呼ばれ、『構成要件』とは区別のは、ベーリング以来『犯罪類型』と呼ばれ、『構成要件』とは区別

としては異なるが、構成要件は同じだといえる頃。 ていることを意味する頃と言われる時、そこに我々は構成要件と犯罪 えば福田教授が「刑法典は、殺人と過失致死につき、一九九条、二一 と区別することが必要である。刑法の各本条には、一般人の違法・有 教授が言われるように、「殺人・傷害致死・過失致死は、『犯罪類型 も構成要件ではない⑭と注意を喚起される由縁であろう。結局、平野 という点では全く妥当な見解なのである。中山教授が「法文は必ずし 刑法の条文に記載されたもの即ち犯罪類型の構造を明らかにしている 類型の混同を見る。つまり、故意・過失を構成要件要素とする見解は 立法者が故意犯と過失犯に共通の構成要件の存在しないことをみとめ ○条において二つのことなった構成要件を規定しているが、これは、 あるから、そこに故意・過失が含まれること当然である。そこで、例 型として記載されている。これが犯罪類型である。 責行為で換言すると刑罰を科せられるべき行為が一般的・抽象的に類 構成要件を犯罪成立の一要素としておくためには、 それは有責類型で それを犯罪類型

ある。……構成要件は故意の内容を規制するのであり……ドイツ刑法うために認識を必要とする事実、それが構成要件だ、という考え方で部的要素―を言うとしなければならない望。これが、「故意があるといとは、犯罪類型を構成する諸要素のうち、外界に現われ出た部分―外という外部的な結果、換言すると法益侵害である。それ故、構成要件という外部的な結果、換言すると法益侵害である。それは「人の死」殺人・傷害致死・過失致死に共通なものは何か。それは「人の死」

件』とはまさに右のような意味を持っている望っときは、故意があるとはいえない』と規定していたが、この『構成要(旧)五九条は、『法定の構成要件に該当する事実を認識していない

なる。 るのが通説であるがで、西原教授が「破産を見越して……破産法三七四欠けるところはないことになる。 処罰条件は故意の成立と無関係とす 始即ち破産宣告確定は、故意の予見対象であると解する宮の例えば、債条所定の行為を行なったとき宮と言われているように、破産手続の開 開始されるであろうと予見しつつこれを行なう時、 務者が自己の財産を毀棄することは何ら違法ではないが、破産手続が 部的な挙動として存在し得る以上は、 足りるから、 事実である必要もない。犯罪類型に規定された外部的な事象であれば た事実である必要がないのみならず、犯罪成立のために発生を要する る構成要件の内容ではないといわざるをえないからである吗。しかし、 の確定というようないわゆる客観的処罰条件は、『客観的な行為の枠』 未遂犯の故意のところで述べたように、故意の認識対象は既に発生し という定義からすれば構成要件に属するはずであるが、故意を規制す る機能はあるが、いくらか不徹底である。破産犯罪の場合の破産宣告 次のような批判がある。即ち、そのような構成要件は「故意を規制す 構成要件を外部的・記述的な枠と見ることに対しては、平野教授の 例えば通貨偽造罪における「行使」にしても、行使が外 故意の認識・予見の対象として 初めて違法行為と

観的違法要素についての認識は必要でないほ」と明言されているのであであれば、やはり構成要件に属するほ」とされながら、故意において「主観的違法要素も、それによって法益侵害の危険が増大するような要素身、構成要件は違法類型であるから「『行使の目的』というような主構成要件の故意を規制する機能は失われているのである。平野教授自而も、客観的違法論者が主観的違法要素なるものを認めた時、既に

はないというのがここでの結論であるぼ。大抵の場合はそうだとは言えても、必らずしも故意を規制するわけで結局、「不徹底」という欠点は教授自身のものである。構成要件は、いじ。構成要件が故意を規制するのなら、認識を要するはずである。更に、「結果的加重犯の重い結果については、認識を必要としなる。更に、「結果的加重犯の重い結果については、認識を必要としな

たのは、 味で客観的に、 外部的要素だけから成ると観念しなければならないぽ。その場合、 的違法論は、 成要件を説明するものとしては全く正しいのである。 的違法論の原則を楯に取って「違法は客観的に」と主張するのは、構 の内心(認識の有無)はもちろん一般人のそれも考慮しないという意 要素換言すると構成要件を構成している要素であるか否かは、行為者 でない)違法な行為の類型であるとすれば、違法かどうかを決定する も構成要件に含まれてはならないであろう。そして構成要件が(有責 であれば、不要論者が故意とその構造が等しいと言う「防衛の意思 えるべきでないとした。従って、構成要件に故意は含まれない。 要件を犯罪類型と同一にしてしまわないために、違法・有責類型を考 為者を問題にすべきでないということになる。そして私は先に、 要件は客観的な犯罪類型の一部であるから、当然に客観的であり、行 するのが目的である。そのためには、構成要件は犯罪類型に含まれる で)客観的に決めるべきだ」との客観的違法論に忠実な不要説を擁護 本章では「違法かどうかは(行為者の内心を問題にしないという意味 第二章では、法感情との関連で「防衛の意思」必要説を擁護したが そういう趣旨であった。 構成要件論としてのみその存在意義を保ち得る」と述 即ち外部的に決まるのである。従って不要論者が客観 私が先に「客観

否が問題なのであるから、行為者の行為が構成要件に当てはまるかどれはまだ犯罪の成立要件ではない。あくまでも行為者本人の犯罪の成構成要件は客観的、即ち行為者と関係をもたないから、厳密にはそ

件のみのもつ機能であり、またそうでなければならないい。その意味で 両者は直ちに結びつくものではない頃。従って、違法推定機能をもつの る客観主義が正当ということになる。 現実に外部に表現されぬかぎり、これに対して刑を科しえない町とす 行為の違法性を推定させる、換言すると証明を不要にするのは構成要 によって認識可能な間接事実即ち外部的要素によって証明する他ない。 と⑸を言うが、故意・過失というような行為者の内心は、五官の作用 のみから成り立っていることを物語る。そもそも推定とは、「訴訟法 定機能」ということがしばしば言われるのは、構成要件が外部的要素 も正確には構成要件該当性である。にも拘らず、 に、客観的な構成要件と主観的な違法性との間には直接の関連はなく 否かを問うものであるから、同じく主観的である。そして前述のよう うか、即ち構成要件該当性が犯罪成立要件である。 は「犯人の社会的危険性の程度のいかんにかかわらず、その行為が、 もう一つの犯罪成立要件たる「違法性」も、行為者の行為が違法か 間接事実の存在の立証によって、直接事実の存在が推測されるこ 「構成要件の違法推

うるが、既遂においては故意は違法性に影響を及ぼさないから違法要 の移行は行為の内面において変化を与えることなしに行為の外面にお らないだろうからである。いみじくも福田教授が指摘されるように、 素たりえないとするのは、 未遂においては故意は行為の違法性に影響を及ぼすから違法要素たり 故意を未遂既遂を通ずる一般的な主観的違法要素とすることに反対し いて遂行されるものであるのに、主観的違法要素の理論をとる通説が として認めるならば、当然既遂犯の故意についても同じでなければな く必要があろう。それは、一つには、未遂犯における故意を違法要素 「既遂犯はすべて未遂の段階を通過するものであり、未遂から既遂へ なおここで、違法性がなぜ故意・過失を意味するのかを説明してお それ自身の理論的不徹底によるものである。」。

> とを踏まえた上で、 構造を等しくする故意も違法要素と考えられるからである。以上のこ である。二つには、「防衛の意思」が違法要素であるのなら、それと った場合、その行態は違法とはいえない心から、違法要素と言うべき 意(社会生活上必要な注意)を遵守しても結果の発生がさけられなか そして行為者の主観的過失についても、「客観的に要請される一定の注 再び「防衛の意思」の問題に戻ることにしたい。

平野 判例演習〔刑法総論〕、九四-五頁

曽根、 九四一五頁。

野村、九八頁。

(5) (4) (3) (2) (1) 青柳文雄、刑法通論Ⅰ総論、二〇三頁

在子邦雄、刑法総論(現代法律学全集25) 〔以後、 在子と略す)、

藤木、注釈刑法22のⅠ、

大塚、 概説、二五四頁。

平野、 刑法総論Ⅰ〔以後、 平野、Ⅰと略す〕、一二三頁。

(11) (10) (9) (8) (7) (6) 平平野野 Ⅱ、二四三頁。

I、一二三頁。

平野、 I、一二五頁。

(13) (12)佐伯、三訂刑法講義(総論)〔以後、佐伯と略す〕、一八九頁。 参照、 佐伯千仭、刑法における違法性の理論、二六二頁以下

佐伯、二九九頁註(1)。

と略す〕、一二三頁註(一)。 これに対する批判として、 拙稿 「可罰的違法性 について―構成要件論序説」秋田大学教育学部研究紀要第二九集、二六頁 福田、八三頁。同旨、団藤重光、刑法綱要総論(改訂版)

在させ、その意味で違法性の色づけをあたえるのである。ヴェルツェルが 「故意という主観的要素が行為そのものに、保護法益侵害の可能性を内 「結果の無価値」と区別して―「行為の無価値」ということを強調して

いるのは、この意味で正しい」。団藤、一二一頁

平野、Ⅰ、一二四頁。但し参照、平野、Ⅱ、三一四頁。

刑法200Ⅱ、三一三頁。 「『罪ヲ犯ス意』、すなわち犯意は、故意と同義である」。 福田、

平野、Ⅱ、三○八頁。

平野、I、一六三頁。

平野、I、一八一頁。参照、同、一八七頁、一九一頁。 平野、Ⅱ、三○五頁(傍点筆者)。

故意と過失を認容の有無で区別する通説では、認識ある過失も、結果の

平野、I、一八七、一八九頁。 に到達しているものと考えるべきだとされる平野教授に賛成する。参照、 結局は否定したという場合」で、「結果は発生しないであろうという判断 し、この点では、認識ある過失は「一応、結果の発生が可能だと考えたが 発生が可能だ即ち「発生するであろう」と考えたことになっている。しか

通常の人であれば当然死の結果を予見したであろう」と考えられる時、構 成要件的故意が存在することになる。参照、平野、I、五七頁。 例えば、殺人罪で「正常な精神状態の場合には、客観的な状況からみて

団藤、一二三頁。 団藤、二四五頁。

団藤、八七頁。

とされるのも同旨と解したい。参照、団藤、一二一頁註(二三)。 ろう。団藤博士が構成要件的故意を「自然的故意」と呼ぶのは正当でない るが、すべての自然人が構成要件の行為主体でないことに注意すべきであ 多くの学者は、法人と区別するために「自然人」という名称を用いてい

団藤、二五〇頁。

能力は構成要件要素でないとされる。参照、大塚、概説、一〇四、二八二 団藤、二五一頁。大塚教授も、構成要件を有責類型とされながら、責任

頁。 拙稿「違法性の意識」秋田大学教育学部研究紀要第三二集、五八

(32) (31) 大塚、 団藤、二五一頁。 概説、二八二頁。

> は責任を推定しない」と主張されたのは卓見である。福田、五九頁。 団藤、二五一頁。同旨、 福田教授が故意・過失を構成要件要素とされながら、「構成要件該当性 大塚、概説、二八八頁。福田、一四六頁。

平野、

団藤、 一二二頁。

団藤、 一二頁。

団藤 一二〇頁。

参照、 中山 団藤、 拙稿「客観的違法論批判―法規範の論理的構造」院生論集(京大 基本、六○頁(傍点筆者) 一〇七頁。

佐伯、一一三頁。

法院会誌)第三号、一五頁以下。

平野、Ⅰ、九八頁。

化にも通じる。従って「たとえば、すりも万引も忍び込み窃盗も『置き引 行為主体ごとに異った一定範囲の故意・過失の一般化は、犯罪行為の一般 故意・過失の実現されたものが犯罪行為であるということを考えれば、

き』も、現行法上はひとしく窃盗罪である」。団藤、一〇五頁。 福田、違法性の錯誤、一六九頁。

中山、基本、六〇頁。同旨、佐伯、一一五頁。中義勝、講述犯罪総論、

九〇頁。

平野、I、九八頁。

ある」。E. Beling, Die Lehre vom Verbrechen (1906), S. 178 「構成要件それ自体は全く客観的で……すべての主観的要素から自由で

平野、Ⅰ、九三—四頁。 平野、I、九二頁。

板倉、注釈刑法20のⅠ、七四頁。

佐伯博士は、破産宣告確定を違法要素と解されながら、故意内容から排 西原春夫、犯罪各論(現代法学全集36)、三〇〇頁(傍点筆者)。

得るのか疑問である。参照、刑法における違法性の理論、一九二、一九九 除されるが、そうすると、故意要素たる「違法の認識」はどのように生じ

頁。佐伯、二五二頁。

(57) (56) (55) 平野、 平野、 I, 一六三頁。

照されたい。「構成要件(actus reus)を越える結果を生じさせようとす る意図を故意に含む犯罪もあるのである」。 果的加重犯と責任主義」秋田大学教育学部研究紀要第三一集、三五頁を参 規範的責任論との関連で、構成要件と故意を論じたものとして、拙稿「結

Smith and Hogan, Criminal Law 47 (3 rd ed., 1973).

部研究紀要第二九集、二七頁以下。 参照、拙稿「可罰的違法性について-構成要件論序説」秋田大学教育学

要件該当性」が、構成要件と違法性を関連づける媒介項として必要である。 行為者のなした具体的な行為を問題にするという意味で主観的な「構成 新版新法律学辞典、六八二頁。

化された意思として意味をもつ」。荘子、一五二頁(傍点筆者)。一八三行為は「単なる客観的な外的事象として存在するのではな」く、「客観 度とをまさに徴表し、これを証明する機能を有するからである」。増田豊 頁も参照。「結果(無価値)それ自体は、可罰性にとって決して独自の意 になるのは、行為無価値としての不法ないし犯行(Delikt)の存否と程 義を有するものでない。だが、それが可罰性の前提として重視されること 「犯罪構成における結果無価値の体系的地位と機能」法律論叢五○巻四号、

ある。

て、

大塚、概説、三九頁。参照、本稿第四章註24

九三頁。

福田、 違法性の錯誤、一六二頁。

である。行為者自身にとっての可能性を考える所謂主観的過失(参照、福田 福田、 四七頁)は、能力の問題であって、責任能力で顧慮されるべきである。 九四頁。もっとも、教授がここで考えておられるのは客観的過失

(四)

なく、違法性の意識をも含むものとして考えた場合、 意思」とは両立し得ない。なぜなら、正当防衛という適法行為を行な 故意を、犯罪事実の認識だけを意味する構成要件的故意としてでは 故意と「防衛の

> 故意が違法要素であるが故に、緊急避難は違法阻却事由である。従 であるが故に、違法性の意識が生じ得ず、故意が阻却されるのであり、 説の融和も可能となる。つまり、緊急避難は違法阻却される適法行為 判例の立場②である。また、緊急避難に関する違法阻却説と責任阻却 として、無条件に故意を阻却するものとするのがわが国の通説および なる。「誤想防衛のような違法阻却事由の錯誤は、これを事実の錯誤 る。こう解することによってのみ、誤想防衛との統一的解釈が可能と ずがないからであるこ。それ故、防衛意思は故意を阻却するのであり、 う意思である防衛意思があれば、行為者において違法性を認識するは 急避難の違法阻却事由たる由縁をそれぞれ説明したものとして正当で 故意が違法要素であるところから、正当防衛は違法阻却事由なのであ 違法阻却説は形式的観点から、責任阻却説は実質的観点から、緊

限り、 あり、 撃意思と防衛意思とは両立し得るのである。行為者に違法性の意識が される。違法性の意識を故意から切り離してしまう責任説を採らない 成要件(犯罪事実)の認識―所謂構成要件的故意―を指していると解 があっても正当防衛になる『と述べる時の「攻撃的な意思」とは、構 在を意味する。判例が、防衛行為と認められる以上は、攻撃的な意思 らば、有罪とする他ないからである。防衛意思の存在は、故意の不存 うな表現を用いるようであるも 撃」と区別して、「積極的に攻撃を加える」「積極的な加害」というよ 被告人に構成要件該当の行為があり、而も故意の存在が認められるな 判例が一貫して正当防衛に防衛意思を要求してきたのも正当である。 構成要件的故意だけではまだ故意の成立に十分でないから、攻 従って故意の存在が認められるような場合、判例は単なる「攻

二章で述べたが、必要説に基づく未遂説も同様に不当である。 とである『。未遂の成立を主張することは、 するとは、具体的には何らかの法益を侵害又は脅威 すること自体に問題がある。佐伯博士によれば、客観的法秩序に矛盾 観的には法秩序に合致しているのであって……結果無価値を欠く亡と しとの主張には納得できない。第三に、偶然防衛の場合「行為者は客 いう点で共通だから、偶然防衛には未遂規定を適用(又は準用)すべ ても結果無価値は考えられるのである。それ故、 現実的な危険性にある『」のだから、構成要件的結果が発生していなく らである。「未遂犯の違法性の中核は行為がもつ法益侵害の客観的 の犯罪の違法性を説明する理論としては失敗に終わらざるを得ないか でありり、またそうしなければ、 なら、「結果」には法益侵害のみならず、その危険も含めるのが通常 がゆえに結果無価値を欠く過とは言えない、ということである。 ならない
『第二に、「未遂の場合に構成要件該当の結果が発生しない けを違法判断の対象とすべしと主張しているかのように曲解されては 題にされなければならない。。。行為無価値論について、狭義の行為だ いては、法益侵害という結果の無価値だけでなく、行為の無価値が問 のそれだからである。 分けることは可能でない。この場合の「行為」とは結果をも含む広義 当然故意犯の既遂である。不要説に基づく未遂説の不当なることは第 「行為自体の違法性(行為無価値)と結果に対する関係における違法 (結果無価値) とを分けることは可能であって(三)も、 福田教授が言われているように、 結果無価値論は未遂をも含めたすべて ' 結果無価値を欠くと (危険化) 「違法性に 行為無価値を 第一に すると なぜ

ればならない。しかし、これはいわば机上の空論とでも言うべきもの偶然防衛に、故意があるとする以上は、やはり、既遂犯だとしなけ

えないはずである。

けはあったと認めることに他ならないから、

ら、結果無価値を欠くとは言少くとも法益侵害の危険だ

事由は適法推定機能をもつと考えられるからである。 能をもつように、 以上は、検察官に阻却事由不存在の証明即ち反証が許されることもち 度のいちおうの証拠を出せばよらいとしており、 但し、「通説は、 するのである。確定とは、もはや反証を許さないという意味であるだ。 事由は、その存在することが証明された時は、違法でないことを確定 性はまだ行態の違法性を具体的に確定するものでない』が、 する結果になってしまうだろうからである。従って、「構成要件該当 則に戻って構成要件を意味するなら、構成要件は違法性を法律上推定 対する例外(違法阻却阻却事由)は定められておらずば、仮にそれが原由は原則(構成要件)に対する例外であるが、刑法にはもはや例外に 却事由の適法推定は、 の違法推定は「訴訟法的には事実上推定である中のに対して、 であって、 実際には無罪である。というのは、構成要件が違法推定機 構成要件と「性質的に違うわけではならい違法阻 阻却事由については、被告人は疑いを生じさせる程 反証を許さぬ法律上推定であろう。 被告人が証明しない 但し、 違法阻却 違法阻却

場合には、 張し、一応の証拠を提出した場合に限られるということである。 なければならない。 これに賛成する者であるがぽ、それには一定の条件がつくことに注意し ……は、総則的、一般的な消極的構成要件であるともいえる?cj。私も 部的要素のみから成り、共に、違法性即ち故意・過失の証明に向けら もので⑮、その点では構成要件と全く異ならない。違法阻却事由も外 法阻却事由の不存在が構成要件要素となり、検察官がその不存在を証 れたものである。それ故、小野博士が言われるように「違法阻却事由 んない限り、 ところで、「阻却事由といふものも、類型的、 違法阻却事由が消極的構成要件要素になり、 構成要件該当性は認められないのである。 その条件とは、 被告人が違法阻却事由の存在を主 抽象的に規定された 換言すると違 多くの学者

ろんである。

うよりも、 罪成立要件の一つであると主張するためには、違法性=故意・過失と 考えねばならない。従来の意味での「違法性」は、犯罪成立要件と言 立要件にならないということであるᡂ通説のように、違法性は常に犯 が、違法阻却事由は原則に対する例外であると述べているのも、 不存在-従来はこれを違法性と呼んできた-は、例外的にしか犯罪成 ような意味において理解される必要がある。つまり、 例外的な構成要件要素と言った方がより正確である深。 違法阻却事由 ح

果無価値を欠いていることを考慮していない」という批判も、 定したところに初めから無理があったと言える。必要説に対する「結・ ような外部的事実と内心との密接不可分な関連を度外視して問題を設 犯罪意思不存在の場合も、 件的行為)、犯罪は成立せず処罰しないとする客観主義堂の裏面である。 これは、 ていると理解してよいであろう。そうすると、故意の不存在(適法) されている。それはつまり、正当防衛の外部的要件がすべて証明され 察官が反証できなかった時でも、 被告人がそういう状況を証明すればもちろん、一応の証拠を提出し検 ことは繰り返し述べた。正当防衛のできる状況で人を殺した場合、 無価値たる故意・過失を証明するためのもの)を説明するものになる その場合、 う観点からなされているとすれば、 た時は、もはや反証の手段がないのである。偶然防衛の事例は、 いう形で争われるべきものであるが故に、阻却事由の存在が証明され 実たる犯罪意思の有無の確定は、外部的次元で即ち阻却事由の有無と て示されている。それが違法阻却事由と呼ばれるものである。要証事 が法律上推定され、 偶然防衛では、正当防衛のできる状況にあったということが前提に 犯罪意思(故意・過失)が外部に表われ出ない限り(構成要 結果無価値は違法性でなく構成要件の実質 もはや反証は許されないこと、前述の通りである。 かなり抽象的ではあるが外部的徴憑によっ 被告人に防衛の意思がなかった換言 誠に正当と言うべきである。但し (構成要件は、 そうい この

> る限りでは、 ったが、外部的事情によって故意の不存在が証明されている以上は、 者を「百年に一人の幸運者」として法感情の宥恕を請わねばならなか 罪である。不要説は故意の存在をも認めてしまったために、 すると故意があったとの証明ができなかったわけだから、 不要説が妥当ということになる。 偶然防衛

註

(1)

- 英一、刑法研究第七巻、三八八頁。 出でずして為された場合には、犯意の成立は之を認めねばならぬ」。牧野 参照、 中、講述犯罪総論、九三頁。「正当防衛は、それが防衛の意思に
- 口述、一七一頁。
- (6) (5) (4) (3) (2) 参照、 註(7)判決。
 - 参照、註(5)(7)判決。下級審判決については、野村、 九六頁参照
 - 九八頁。
- 宏、論争刑法、一九頁。 ということまでも否定する極端な義務違反説的主張はみられ」ない。板倉 拙稿「違法性の意識」秋田大学教育学部研究紀要第三二集、五七頁以下。 主張する点で正しく、法益侵害を違法要素とする点で正しくない。参照、 福田、 **「行為無価値論といわれる立場には、法益の侵害も違法性の実体をなす** 内藤と略す〕、三五頁。 行為無価値論は、 主観的要素を違法要素と 一〇八頁(傍点筆者)。参照、内藤謙、 論争刑法 (中義勝編)
- (8) 罪としての違法性を基礎づけない」と述べることによって、 の違法性が否定され、結果の違法性のみ肯定される場合は、 る違法性」刑法雑誌二四巻三・四号四五八頁。 野村、九八頁。野村は、違法二元論を主張するのであるが、「行為自体 (行為無価値)の立場をとることを鮮明にしたのである。「未遂犯におけ 結局、一元論 刑法上何ら犯
- 「違法の実質を法益の侵害・危険に求める見解をいう」。内藤、四二、三 結果無価値論は「現実に生じた有形の結果だけを考慮するものではな」く、

九八頁。 四三頁

(12) 解は、正確には、違法要素二元論である。参照、野村、前掲、四五五頁以 法性というような一元的違法性を考えること自体が矛盾になる。野村の見

平野、Ⅰ、九八頁。参照、同九九頁。

訟法(改訂版)、一九三頁。 から、疑いが生ずれば推定は破れ証明が必要となる」。高田卓爾、刑事訴 団藤、一八二頁註(一)。「この種の推定はまさに『事実上』のものである

場合であるから、例外の例外ではなく、例外の不成立である。 されるのではなく、「相当性」という要件を欠いて正当防衛が成立しない 過剰防衛は、正当防衛の成立を前提として、その上で例外として違法と 福田、違法性の錯誤、二二五頁。

ての是非弁別能力があるとの反証は許されず、無罪になる。 平野、I、一〇〇頁。 例えば、被告人が十四歳未満であるとの証明があれば、責任能力者とし

(20) (19) (18) 二期>1、五〇頁。 小野、前掲、二七頁。同旨、平野、Ⅰ、九四—五頁。中、 小野清一郎、犯罪構成要件の理論、二七頁。 法学教室へ第

レンの」。P. Bockelmann, Strafrecht Allgemeiner Teil, 2 Aufl. (1975), S.41 註50。「BGHの判例は、この消極的構成要件メルクマールの理論に従っ 内藤教授の「例外現象を不当に一般化」という批判は、違法性を犯罪成 参照、拙稿「違法性の意識」秋田大学教育学部研究紀要第三二集、六二百

立要件の一つとする通説にこそ向けられるべきである。参照、内藤、四四 違法阻却事由の不存在(違法性)が構成要件に入って来た時は、構成要

件の違法推定機能は、事実上推定から反証を許さぬ法律上推定へと変化す

ことを客観的に立証することができない」からである。 の行為がなされるまで、我々としては、その人が犯罪的思想をもっている 構成要件 (actus reus) が犯罪成立要件とされるのは、「現実に何らか ることになる。